

独占禁止懇話会第197回会合議事録

1. 日時 平成26年4月10日（木）14：00～16：00
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者
【会員】伊藤会長，青木会員，天野会員，井手会員，稲垣会員，内田会員，
及川会員，翁会員，蔭山会員，神田会員，岸井会員，児玉会員，
泉水会員，高橋会員，野原会員，富士会員，舟田会員，三村会員，
村上会員，和田会員，レイク会員
【公正取引委員会】杉本委員長，小田切委員，幕田委員，山崎委員，山本委員
【公正取引委員会事務総局】中島事務総長，山田総括審議官，南部官房審議官
（国際担当），松尾経済取引局長，原取引部長，野口審査局長
4. 議題 ○ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の成立
○ 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有の認可についての考え方」等の改定
○ 消費税転嫁対策の取組
○ OECDの活動と公正取引委員会について

○伊藤会長 それでは，第197回の独占禁止懇話会を開会したいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして，ありがとうございます。

本日の議題は四つございます。1番目は，『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律』の成立，2番目は，『独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方』等の改定，3番目は，「消費税転嫁対策の取組」，そして4番目が「OECDの活動と公正取引委員会について」でございます。これら4つの議題につきまして公正取引委員会から説明をしていただき，会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

議題に入ります前に，前回の会合以降，公正取引委員会におきまして委

員の交代がございましたので、事務局から御紹介をお願いしたいと思えます。

○松尾経済取引局長 この1月に経済取引局長を拝命いたしました松尾でございます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の交代について御報告させていただきます。

3月末に濱田委員が退任いたしまして、4月1日付で山本和史委員が着任いたしておりますので、御紹介申し上げます。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初の議題に入りたいと思えます。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の成立につきまして、岩成官房参事官から説明をお願いいたします。

○岩成官房参事官 官房参事官の岩成と申します。

私から、昨年12月に成立いたしました独占禁止法の改正法につきまして簡単に説明させていただきます。

この公正取引委員会の審判制度を廃止すること等を内容とする独占禁止法の改正法案につきましては、昨年の4月のこの懇話会でも簡単に説明させていただいているところでございますけれども、昨年の臨時国会で12月に成立をしております。

ここでは成立に至った経緯でありますとかその内容について説明させていただくとともに、改正法の附則に基づきまして、内閣府で独占禁止法審査手続についての懇談会というものが既に2月にスタートしておりますので、その会合の状況についても簡単に触れたいと思えます。

まず、改正法が成立するに至る経緯でございますけれども、資料で言いますと少し前後いたしますが、独禁懇197-1-2と書いてある横長の資料を御覧いただければと思えます。「審判制度の見直しに関するこれまでの経緯」という標題の資料でございます。

平成17年、それから平成21年と独禁法の大きな改正があったわけですが、それぞれの附則等におきまして審判手続の見直しについての検討を行うべしということが言及されていたわけでございます。それらを踏

まえまして、平成 22 年に政府として独占禁止法の改正法案というものを提出したところでございます。この平成 22 年の法案につきましては、平成 24 年の 11 月に一度廃案になっておりますけれども、その後、平成 25 年になりまして、ほぼ同じ内容の改正法案を国会に提出いたしまして、最終的には昨年 12 月に成立をしたところでございます。

その内容につきましては、戻りまして、独禁懇 197-1-1 とある資料の 2 ページ目、別添 1 と右肩にあります資料を御覧いただけますでしょうか。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の概要」とあります横長の別添 1 の資料でございます。こちらの冒頭に二つの四角がありますけれども、この二つの点が大きなポイントということになります。

一つは、公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、行政処分に対する不服審査につきましては、東京地裁において審理を行うという変更を行うというのが一つの大きな点でございます。

それから、もう一つは下の方ですけれども、公取が行政処分を行う際の処分前の手続として、公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続というものを設ける、その他の規定の整備を行うというのが二つ目の大きな点ということになります。

それから、少しめくっていただきまして、第 3、附則というところが出てくるかと思えます。この別添 1 の最後のページでございます。この附則のところには〇が二つございまして、一つ目のところは施行日の問題でございます。法律は既に成立して公布されておるわけですが、実際にいつから施行するかという点につきましては、この公布の日から、昨年 12 月に公布されておりますけれども、そこから起算して 1 年 6 か月を超えない範囲で政令で定める日ということになっておりますので、具体的にいつから施行かというのはこれから定めるということになります。

それから、二つ目のところはすぐ後で申しますけれども、公正取引委員会の審査手続についての検討というのを、この法律の公布後 1 年を目途に結論を得るべく検討を行うということがここで規定されています。

こういった形で改正法が成立いたしましたので、今後、先ほど申しまし

た施行日を決めていく、あるいは、先ほど申しました意見聴取の手続をより具体化していく、そのための規則を定めていくといった点、もちろん周知活動も必要ですけれども、そういった形で今後施行のための準備を進めていくということになります。

それから、もう一点。内閣府におきまして、先ほど申しました附則に関連して、審査手続についての検討を行うということが既にスタートしております。資料で言いますと独禁懇 197-1-3 という資料でございます。

これは内閣府のプレスリリースでございますけれども、2月からこの懇談会がスタートしております。2月に第1回が開催されておきまして、3月に第2回、それから、第3回、第4回が今月それぞれ予定をされているところでございます。これまでのところはまだ2回の会合のみですので、公正取引委員会からの説明あるいは経済団体からのヒアリングが行われているというところにとどまっております。今後、第3回以降で、例えば法曹界からのヒアリングであるとか、他の行政機関からのヒアリングが予定されているところでございます。そういった中で今後、どういった議論を行っていくかが検討されていくことになろうかと思っております。

内閣府では今年の12月までこの検討が懇談会で行われると承知をしておりますので、公正取引委員会としても懇談会での議論に積極的に協力をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問あるいは御意見などございましたら御自由に発言していただきたいと思っております。それでは村上さん。

○村上会員 せっかくの機会ですので一点だけ。今日、挙げてあるテーマの中で今後の独占禁止法の在り方について一番大きな影響を与えるものはやはりこの内閣府の懇談会でどういう報告書が出るかという、その報告書であると考えております。したがって、一つ委員会に要望させていただきたい。

議論は今後、懇談会でなされるわけです。ただ、前回の基本問題懇談会でも同じでありますけれども、結局は、公正取引委員会の対処方針とか意見表明というのがあった場合に、それが懇談会の報告書に決定的な重みを

持つというか影響を与えるものになると予想をしています。

そういう意味で公正取引委員会の対応方針というのが大事になるわけですが、すけれども、今回の行政調査の問題について検討するに当たって、まず一つは少し長期的視点から方針は決定してほしい。例えば 10 年後、20 年後にどうなるかという観点からどうすればいいのかを考えてほしいというのが第一点目です。

それから第二点目は、国際的に余り変わっていてもおかしいので、国際的な整合性を重視して、日本独特の制度とか実務というのはやめるようにしてもらいたいというのが、希望事項であります。

それで、より具体的に説明させていただきますと、行政調査の在り方を問題とする懇談会となりますけれども、その中で大きなテーマは今のところ、事情聴取への弁護士立会いを認めるかどうかということと、もう一つがそういう形で防御権を保障した場合に、今度は公正取引委員会が行政調査を行い違反を立証するためにどういうふうに調査権を強化するかという意味で、やはり裁量型課徴金の導入というのがテーマになると思います。そういう意味で、事情聴取への弁護士立会いと裁量型課徴金の導入が 2 大テーマになるだろうと予想しております。

それで、そのテーマとの関係で、この会合で何度も主張していますが、現在の課徴金額算定方式の義務的課徴金というのは、日本にしか存在しない非常に変わった制裁金制度であります。それは制裁の本質に反しているものなのであって、是非ともこの機会に裁量型課徴金を入れるようにしてもらいたいというのが一つの要望になります。

もう一つが、事情聴取への弁護士立会いとの関係ですけれども、現在やられている密室での取調べによって供述調書、自白調書を取るという手法というのは、これは元々、戦後刑事捜査をまねて導入した制度であって、行政調査としては非常に珍しいので、日本特有の行政調査手法であると言えます。そういう意味でこれから先ずっとそれが長く続いていくかということ、疑問のある制度であると考えております。

そういう意味で、いずれにせよ是非とも対処方針を決める場合には、一つは長期的視点から、もう一つは国際的な整合性を確保するという視点か

ら、委員会としての方針を決定してほしいというのが要望事項になります。
以上です。

○伊藤会長 ありがとうございます。今のは御要望事項ですか。特によろしいですね。
何かありますか。いいですね。

ほかに御質問とかあるいは御意見とか。

○内田会員 私も今の村上委員と同じような観点で若干コメントさせていただきたい
と思います。弁護士、実務家として、公取の手續に関わる者として、二点
だけコメントをさせていただきたいと思っています。

一つは、審判制度の廃止ということで、これは長年の懸案がやっと実現
したということですが、審判がなくなることに伴って意見聴取手續自体が
それに代替して、なおかつ、適正に行われるということで、特にシステム
もそうですけれども、運用において充実をしっかりと図って、適正な手續が
保障されるように進めてほしいというのが一つです。

それから、もう一つは審査手續の検討。懇談会を設けて検討するという
ことですので、そこでいろいろ議論されると思いますが、防御する立場か
ら言うと、要するに、手續自体に真実を発見して適正な処分をするという
大きい目的があると。それから、適正手續というものは当然保障されるべ
きだと。さらに、防御権の保障。この辺をこの審査手續の中でどう実現し
ていくかということを考えて制度の検討をお願いしたいと思っています。

特に秘匿特権、英語で言うとアトニー・クライアント・プリビレッジ
と言われる弁護士と依頼者との秘密についてのプリビレッジ、特権ですね、
これについては是非導入を検討してほしいと思っています。

さらには、先ほど村上先生からも話がありました弁護士の立会権、さら
に公取側の手持ち証拠の開示ですね、この辺についても十分に適正手續等
が保障されるような観点で検討をお願いしたいと考えています。

その点、全体としての日本の行政手續とか、刑事手續との整合性という
観点で、この手續だけが先行するというのは難しいのではないかという考
えもあると思いますが、基本的に国際水準の適正手續を保障するというこ
とは当然望まれることだと思いますので、是非、公正取引委員会の手續の中
でこういう制度が導入されるということを検討してほしいと思っています。

この点について、私が今、会長をやっています競争法フォーラムという組織がありまして、独禁法を専門とする弁護士団体の団体ですが、こちらで提言等をしてはいますが、さらにこれを競争法フォーラムの中でも内容を深めていきたいと思っています。是非、その辺も参考にして、懇談会の中で適切な結論が得られるように御検討いただければと思っています。半分お願いのような形ですけれども。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問とか御意見ございますか。

○青木会員 趣旨は今までの先生方がおっしゃられたのと同じで、国際水準になるというのは非常に素晴らしいことだと思います。

ただ、以前の審判制度で良かった一つのは、競争法をよく知っている委員が判断していたということで、今度は、裁判所にいくことによって競争法を扱う裁判官が増えなければいけないわけですけれども、その裁判官の教育といっちはおかしいですけれども、裁判所の補助というの少し考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊藤会長 ほかにどなたかありますか。よろしいですか。

それでは、次の議題。次は、「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」等の改定につきまして、品川企業結合課長より説明をお願いします。

○品川企業結合課長 今、御紹介いただきました企業結合課長の品川でございます。

本日は、3月31日に公表いたしました、4月から運用しております、独占禁止法第 11 条についての二つのガイドラインがございますが、その改正につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料でございますと、右上に独禁懇 197-2-1 と書いてございます資料を御覧いただければと思います。

11 条の御説明をする前に、少し企業結合規制の概要について御説明をさせていただきます。企業結合規制自体は独占禁止法の 4 章に規定がございます、カルテルや談合といった行為の規制と並んで、事業支配力の過度の集中ですとか競争制限的な市場構造が作られたりということ防止しようという規定でございますけれども、大きく市場集中規制と一般集中規制とに分かれてございます。

市場集中規制と申しますのは、合併ですとか株式取得といったようなものによって競争が実質的に制限されることになるのを規制しようという規制でございますけれども、一般集中規制は、事業支配力の集中そのものを規制の対象にしようというものでございまして、他の国内の会社の株式を所有、取得することによって、事業支配力が過度に集中することとなる会社というものができるところを禁止しようとしている9条、それから、銀行による他の国内の会社の5%、保険会社の場合は10%でございますが、これを超える議決権の取得、保有を禁止している11条がございます。今回のガイドラインはこの11条の関係でございます。

1ページおめぐりいただきまして、規制の趣旨が書いてございますが、これは一つは事業支配力の集中と申しましたけれども、金融会社は融資を通じた事業支配の可能性というのがあると。これに株式保有が加わりますとその可能性がさらに高くなるということがございますので、これを防止しようというのが一つ。

もう一つは、もう少し具体的な懸念といたしまして、例えば金融会社が自分の出資している事業会社に対して有利な条件で融資をしますとか、あるいは自分が融資している事業会社に対して、ほかの自分が融資している会社の商品を買わせたりというようなことが生じることが懸念されますので、そういうことを防止しようというものでございます。

規制の例外としてページの下半分にいろいろ書いてございますけれども、要は一定の場合に公正取引委員会の認可を受ければ5%を超えて持つことができるという形になっているものでございまして、この認可の考え方について二つのガイドラインを作っているということでございます。

一つは、一般的なルールを定めているもので11条ガイドラインと呼んでいるものでございます。

もう一つは、特に債務の株式化の場合についての11条の認可の考え方を示しておりまして、債務の株式化ガイドラインと呼んでいるものでございます。

これを踏まえまして、実際に具体的にガイドラインをどう変えたかということでございますが、右上に独禁懇197-2-2と書いてございます資料を

御覧いただければと思います。197-2-2 の資料は、このガイドラインにつきましてパブリックコメントにかけたときのものでございまして、ガイドラインの内容につきましてはこれで御説明をさせていただければと思っております。

改正は主に4点ございます。この右上 197-2-2 の資料の下のほうに1の(1)のアというのがございますが、これが一つ目でございます。これは事業再生会社、つまり事業再生の途上にある会社の株式を銀行が5%を超えて持とうとする場合について考えたものでございますけれども、これは従来何ら事業再生会社についての考え方は示されておりませんでしたので、こういうことをしようという場合には一般的な条項に照らして個別に認可をすると、要するに競争に与える影響といったものを個別にみた上で認可をする必要があったわけでございます。これにつきまして、今回他の国内の会社が一定の要件を満たす場合、一定の要件というのは例えば民事再生手続や会社更生手続といった裁判所が関与するような案件になっている場合でございますけれども、そういった会社の株式を5%を超えて保有しようという場合には、原則として3年又は5年を限度として認可しますということをごガイドラインに明記をしたということでございます。これは3年とか5年と書いておりますのは、一般的に経営再建計画の期間というのがこういう期間で定められているということございまして、金融庁の検査マニュアルなんかでもそうなっておりますので、これに従ったということでございます。

二つ目が次のページでございまして、イと書いてございますが、ここでございます。これは銀行又は保険会社が投資事業有限責任組合の有限責任組合員あるいは投資事業を営む民法上の組合の非業務執行組合員になって、組合財産として株式を所有等しようというものでございます。

これにつきましては、従来から政令で10年間は認可なしで所有ができるという形になっておりまして、10年を超えて所有しようという場合には認可が必要であるというスキームになってございます。これも従来、この10年を超える場合には、一般条項に照らして認可をするかどうかを判断するという形になっていたわけでございますけれども、これにつきましては、

今後、キャピタルゲインの目的であると判断されるものにつきましては、これは認可をするとガイドラインに明記をしたということでございます。

それから、その次のウのところでございますけれども、これは銀行あるいは保険会社が信託財産として株式を所有する場合に、5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて議決権を保有しようとする場合と書いてございます。これは、これまでの制度でも1年は認可なしで保有ができるという形になっていたわけでございますので、この1年を超えて保有をしようとする場合についてのものでございます。

この認可につきましては、従来、合算10%ルールと言われているものがございまして、銀行が自己勘定で持つ場合と信託財産として受託者行使議決権を持つ場合で合計して10%以内というルールを作ってございました。ただ、今回の見直しでこの合算10%ルールを撤廃いたします。併せて期限を付さない認可をしますという形でガイドラインに明記をいたしました。これによりまして、上限を定めない、あるいは、無期限の認可が可能になるということでございます。

それから、4点目でございますが、債務の株式化ガイドラインに関するものでございます。これは銀行が債務を株式化するという形で他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有しようという場合でございます。これも先ほどのものと一緒で、1年間は認可を得ずに保有ができるわけでございますけれども、これを超えて保有をしようという場合でございます。これにつきましても、民事再生ですとか会社更生といった裁判所関与案件である場合には、原則として2年又は4年を限度として認可をしますということでガイドラインに明記をいたします。これは2年又は4年と書いてあって、先ほどの3年又は5年と違うかと思われるかもしれませんが、これは先ほど申し上げましたように、この場合は1年間認可なしで保有ができませんので、そういう意味では、その1年分を足すと3年又は5年と同じになるという形のものでございます。

こういった案をパブリックコメントにお諮りいたしまして、3月の下旬にパブリックコメントの結果をまとめました。パブリックコメントの段階では若干の御質問等はございましたけれども、中身の修正を要するものは

ございませんでしたので、金融庁の規則の文言に合わせる関係で若干修正をいたしましたけれども、それのみで公表をいたしまして、4月1日からこのルールで運用をいたしておるということでございます。

御説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などありましたら、御自由に発言いただきたいと思えます。では、翁さん。

○翁会員 この銀行等による5%ルールの見直しで、特に事業再生とか、また債務の株式化といったところは、まさに今の中堅・中小企業を中心として再生が非常に重要になっている中でリスクマネーが少ない、リスクをテイクしてくれる投資家がないというのが大きなネックになっております。そのため、特に地銀などに頼っておりますので、そういう意味でこういったところをガイドラインとして整備していくことは意義のあることではないかと思っております。

あと、もう一つコメントをさせていただきたいのですけれども、この一般集中規制の考え方として、今は銀行のところについてお話をいただいたのですけれども、段々今、企業のグローバル化が進んできておりまして、事業支配力が過度に集中する状況というのをどう考えていくかというのは、グローバル化によって考え方も変わってきていると思っております。

例えば、今まで過去においても一般集中規制に関しては、市場集中規制で随分補えるところもあるのではないかなとも思っておりますし、あとガイドラインとかが非常にかなり細かい規定になっておりまして、こういったことも是非、いろいろグローバル化で企業活動も変わってきておりますので、見直していく必要があるのではないかなと考えております。

○伊藤会長 何かそちらの方から。

○品川企業結合課長 御指摘の点につきましては規制改革会議等でも御検討いただいておりますのでございまして、御指摘も踏まえながら検討してまいりたいと思えます。

○伊藤会長 ほかに何か御質問とか御意見とかありますか。よろしいですか。

それでは、特に御質問、御意見等はないようでございますので、次のテ

一マにいきたいと思います。それでは、消費税転嫁対策の取組につきまして石谷官房参事官から説明をお願いしたいと思います。

○石谷官房参事官 それでは、失礼いたします。公正取引委員会で官房参事官をしております石谷と申します。

本日の説明でございますが、お手元の資料の、独禁懇 197-3 の「公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組について」という A 4 横の資料と、それから一点付け加えさせていただきましたが、A 4 縦の資料で、4 月 7 日に公表いたしました「平成 26 年 3 月までの消費税転嫁対策の取組について」の二つで説明をいたします。資料はこの二つです。

それでは、話に入っていきますが、昨年 4 月の独禁懇で、消費税転嫁対策特別措置法案について説明させていただきましたが、その後、平成 25 年 6 月にこの法案が成立いたしましたして、昨年の 10 月に施行されております。

まず、A 4 横の独禁懇 197-3 と書いてある資料ですが、1 枚めくっていただきますと、「消費税転嫁対策特別措置法の概要」と題するページがあります。まず最初に、この特別措置法の概要について簡単に説明いたします。

まず一つ目ですが、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置というのがあります。これはいわゆる消費税率の引上げに際して、買手が売手に対して消費税の価格への転嫁を拒否する行為を規制するもので、マスコミ等でも現在、非常に大きく取り上げられているところです。禁止される行為としては、事後的に代金を減額すること、あるいは、事前に買ったたきをする、さらに、商品、サービスの取引を要請する行為や協賛金等の利益提供を要請する行為があります。このほか本体価格での交渉の拒否ということで、税抜価格での交渉を売手がお願いしたときに、それを買手側が拒否する行為というのもあります。また、転嫁拒否を公正取引委員会等の規制機関に通報したことを理由として取引を打ち切ったり、あるいは取引数量を減じたり、このような報復措置も禁止しています。

それから、右上二つ目の消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置は、いわゆる消費税還元セールのような表示を規制するもので、これは主として消費者庁が担当しています。

三つ目は、価格の表示に関する特別措置です。消費税法において税込価

格を表示する義務、いわゆる総額表示義務を定めていますが、これは、その総額表示義務の特例措置を設けるもので、財務省が主担当となっています。

四つ目、これは消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置として、転嫁の方法や表示の方法について一定の取決めを行ったとしても、独占禁止法に違反しないこととする独占禁止法の適用除外を認めるもので、公正取引委員会が担当しています。

本日は、この一つ目と四つ目の特別措置について説明いたします。

それでは、次のページめくっていただきまして2ページ目でございます。タイトルバーで「はじめに」と書いています。

まず、その下の大きな囲みを見ていただきたいと思うのですが、この消費税の転嫁対策を公正取引委員会が進めるに当たっては、大きく二つの柱に基づいて取り組んでいます。

一つは、消費税の転嫁拒否行為を未然に防ぐという未然防止です。これは、転嫁対策特別措置法の周知や広報によって違反行為を未然に防止していこうというものです。

もう一つの柱は、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処するというものです。ここに書いてありますように、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処していくに当たっては、まずは転嫁拒否行為の情報を把握し、その把握した情報を踏まえて立入検査などの調査を行い、違反行為について改善するよう指導していくこととなります。

また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、公正取引委員会において勧告、公表を行うこととなります。

それでは、次のページを御覧ください。こちらでは2月末時点のデータでございますが、公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組状況を説明しております。

まず、左側を御覧ください。違反行為に対する迅速かつ厳正な対処の取組でございます。

まず、(1)として、この転嫁拒否を取り締まっていくための体制を整備しております。

それから、次の（２）ですが、事業者が取引先から消費税の転嫁拒否行為を受けた場合など、事業者からの相談を受け付ける窓口を公正取引委員会の本局それから全国の地方事務所に設置し、丁寧な対応を行っているところではあります。

こちらに２月末時点の相談件数が書いております。３条関係、これは転嫁拒否行為関係ですが、ここに１,４５１件と、２月末時点の相談件数が書いてありますが、これはほとんどが買手側が違反行為をしないようにする、コンプライアンスの観点で転嫁対策特別措置法やガイドラインの内容について照会してきたものでありまして、実際に被害を受けた売手側の事業者からの申出は件数としてはそれほど多くありません。

これはなぜかと言いますと、転嫁拒否行為の被害を受けた事業者でございますと、どうしてもその取引先のことを考えるとその事実を申し出にくい場合があると聞いております。

このため、いかにして転嫁拒否行為の情報を我々が把握するのか、これが非常に重要となります。このため転嫁拒否行為の被害を受けた事業者から情報提供を受け身で待つだけではなくて、転嫁拒否行為の情報を公正取引委員会始め政府が積極的に把握していくことが非常に重要と考えております。

そのための取組ですが、（３）からいきますと、事業者や事業者団体に対して公正取引委員会からお願いいたしまして、ヒアリング調査を行っております。例えば、被害を受けているかだけではなくて、取引の実態を含めてお話を聞いているところであります。

それから、次の（４）の移動相談会ですが、これは公正取引委員会の職員がこの庁舎の中で相談を受けるだけではなくて、地方などに赴いて相談を受け付けていくというものです。

それから、（５）、これは書面調査でございまして、いわゆる納入業者などに書面調査、つまりアンケート調査のようなものを行いまして、違反行為の被害を受けていないかを教えていただくというものです。具体的には、昨年度の場合ですと、平成２５年１１月に中小企業庁と合同で１５万件の書面調査を実施しています。

このような様々な方法によって、転嫁拒否行為の情報を収集しているところですが、そしてこの収集した情報を踏まえて、どのような対応を行っているのかについては、後ほど資料を踏まえて御説明したいと思います。

それでは、次に右側でございます。違反行為を未然に防止するための取組でございます。転嫁対策特別措置法については昨年新たに成立した法律ということもありますので、(1)にありますように公正取引委員会主催の説明会を実施したり、あるいは商工会議所、商工会、その他の中小企業団体、あるいは事業者団体、こうしたところが主催する説明会などに職員を講師として派遣しております。

そのほか、(2)にありますように、事業者の側から寄せられた相談で他の事業者の参考となるようなものについては、その質問内容と回答を公正取引委員会のホームページに掲載しております。

それから、(3)、事業者や事業者団体に対して、この転嫁対策特別措置法の遵守をお願いする要請文書というものを出示しております。この20万社に対する要請や575の事業者団体に対する要請については、公正取引委員会委員長それから経済産業大臣の連名で行っております。

また、個別の指導を行っていく中で特に留意すべき事案については、指導対象となった事業者が属する団体に対して、同様の違反行為が行われないう要請を行っております。それが三つ目と四つ目の要請です。

このほか(4)として、転嫁対策特別措置法について幅広く周知するため、パンフレットやポスターなど様々な方法で周知を行っております。

転嫁カルテル、表示カルテルについては後ほど説明いたします。

それでは、4ページにまいります。こちらについては本年3月12日に消費税率引上げに向けた転嫁対策の強化ということで報道発表した内容を説明しております。平成26年4月の消費税率引上げに際して消費税の転嫁拒否行為が増加するおそれがあると考えられますので、公正取引委員会において消費税転嫁対策を強化することとし、その具体的な強化策を取りまとめ3月12日に公表したものです。こちらでは順を追ってその内容について御紹介いたします。

まず、一番上でございます。先ほど述べましたが、転嫁拒否行為を取り

締まっていく上で一番重要なのが、いかにして転嫁拒否行為に関する情報を収集するのか、把握していくのか、これが大切でございます。そのための取組として大規模小売事業者等大企業に対する監視強化を挙げております。

まず、一つ目の文章ですが、大規模小売事業者に重点を置いた買手側への書面調査を中小企業庁と合同で平成26年4月から順次実施し、転嫁拒否行為について報告させることとしております。規模としては約3万8千件程度を予定しております。

それから、次の行ですが、公正取引委員会において平成26年4月から大規模小売事業者など大企業を中心とした特定事業者、つまり買手側の事業者に対して集中的に立入検査を実施することとしております。

それから次に、PB商品の取引に関する実態調査の活用というのがあります。これは今年の2月ですが、PB商品の取引についての実態調査を行っております。この実態調査の調査票に転嫁拒否行為の被害の情報はないかという設問を設けておりまして、これによって違反行為の情報も併せて収集するものであります。

それから、次の悉皆的な書面調査の実施というのがあります。こちらはよくマスコミ等でも取り上げられておりますが、転嫁拒否行為に関する情報を幅広く積極的に収集するため、平成26年度におきまして中小企業庁と合同で、約400万程度といわれる中小企業、小規模事業者がほぼ全て対象となるような悉皆的な書面調査を実施することとしています。

それから、最後の下のものですが、下請法の書面調査の活用とあります。平成26年度において、毎年行っている下請法の書面調査の中で転嫁拒否行為に関する情報も併せて質問し、それによって転嫁拒否行為についてもプラスして情報収集していこうというものです。

それから、次の5ページを御覧ください。これは先ほど述べた話と重複いたしますので簡単にしますが、事業者団体に対するヒアリング調査も引き続き行っていきますし、移動相談会も引き続き行っていきます。

また、これは当然ではございますが、転嫁対策特別措置法の調査において、下請法に違反する別の行為が判明した場合には、それについても下請

法に基づいて調査、指導を行っていくということです。

それから、3月、4月、消費税率引上げの前後においては相談が多くなると考えられますので、休日相談を行うこととし、毎週土曜日に電話相談を受け付けております。

それから、次のページにまいります。次のところでは未然防止のための取組の強化として消費税率引上げ時期における集中的な広報というものを書いておりますが、これは後ほど併せて説明いたします。

それでは、別の資料に移ります。A4縦の資料の、4月7日の公表文に移ります。こちらの資料の5ページ目を御覧ください。先ほどの説明では転嫁拒否行為を様々な方法で情報収集し調査を行っていくというところまでお話ししました。

そして、集めた違反の疑いがある情報にどのように対応していったのか、これが別紙に書いているところでございます。こちらの件数については公正取引委員会と中小企業庁の合算した件数になっています。調査件数というものが一番左上にあります。これが違反行為の疑いがあるとして実際に調査に着手したものです。

そして、一番右上のところ、指導件数とあります。こちらが3月末までに転嫁拒否行為の問題があるとして指導を行った件数です。これが1,199件ありその内数として大規模小売事業者36件というのが指導の実績でございます。

また、これを業種別と違反行為の類型別に見てみます。真ん中の表でございしますが、まず業種別で見ますと製造業で489件、卸売業・小売業で233件となっています。

また、一番下の表を見てみますと、違反行為の累計では買ったたきが949件と最も多く、その次が本体価格での交渉の拒否、これが225件となっております。

それから、次のページをめくっていただきますと、これは3月の主な指導事例を参考として記載しております。

それから、次の7ページ目でございます。こちらには先ほど簡単に触れましたが、未然防止の観点で3月に消費税率引上げの直前期ということで、

集中的に行った広報の概要を載せております。鉄道車両や新聞、ラジオ、インターネットなど各種の媒体を複合的に利用して広報を行ったところがございます。平成26年度におきましても消費税率引上げ後、4月、5月、6月と問題が起きる可能性が高まりますので、その第1四半期に広報を集中していきたいと考えています。

それから、最後のページでございます。転嫁・表示カルテルの届出件数ですが、これは平成25年10月1日にこの法律が施行されて、10月から3月末までの合計の届出件数ということでございます。転嫁カルテルが152件、表示カルテル136件、合計288件の届出が出てきております。

公正取引委員会ではこのような取組によりまして、転嫁拒否行為が水面下に隠れてしまうことがないよう、今後も引き続き消費税の円滑かつ適正な確保のため、積極的に取り組んでいくこととしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりたいと思います。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御質問あるいは御意見をいただきたいと思っております。

○天野会員 若干の感想と単純な質問をさせていただきたいのですけれども、今御説明いただいたように、やはりなかなか中小零細の納入業者の方たちが自らこういった違反行為等があっても通報できないというのが実情だと思っておりますので、そういった点を踏まえられて、受け身ではなくて積極的に実態把握に乗り出されているといったところは、非常に評価されてしかるべきだと考えます。

ですので、やはり大企業の側の方にも一連のこういった周知を、特措法の周知をされる中で、やはり重点的にいわゆる報復行為、取引停止であるとか、そういったものがこの特措法で禁じられているのだということも重点的に是非、大企業の皆様方にも御認識いただけるような周知をしていただければと考えます。

あと、400万社くらいの調査等なさるということで、大変こういった取組は非常によろしいと思っているのですけれども、よく転嫁Gメンの方の御活躍とかを報道等で見られるのですが、体制というか要員と申しますか、これだけ手広くなさるときに、その辺はもう十分体制としては整ってらっし

やるのか、というところをお聞かせいただきたいのですが。

○石谷官房参事官 まず、報復行為の周知でございますが、私どもが、例えば外部に出て説明会を行う場合、説明会用の資料というのを作っておりますが、その中でも必ず報復行為の話は盛り込んで、その話をしております。

それから、先ほどありましたように、公正取引委員会委員長と経済産業大臣の連名で昨年の11月に20万社の事業者に対して要請を行い、それから今年の1月、575の団体に対しても同様の要請をしておりますが、その中でも特措法の概要というものを併せて示しているところであります。

また、今日は公正取引委員会の取組ということで説明はしておりませんが、本件の特別措置法の一つの特徴ですけれども、公正取引委員会や中小企業庁以外の各業を所管する省庁も、転嫁拒否行為に対する調査や指導を行うことができることになっております。ですので、この転嫁拒否行為の禁止の遵守についても、各業所管の省庁から自らの所管の業界に対して、同様の要請文書や説明会も幅広く行っております。

また、資料に出てきておりませんが、公正取引委員会で行った説明会以外にも、中小企業庁でいろいろな団体と協力して幅広く説明会を行っております。

2番目の質問ですが、我々はGメンという言い方はしていないのですが、転嫁対策のための人員、体制を整えているところです。中小企業庁も体制を整えております。ですので、今のところ、転嫁対策のための人員で、人がいないから指導ができないとか、調査ができないとか、そういう支障というのは生じていないと考えています。

○伊藤会長 よろしいですか。

ほかにどうぞ、御質問とか御意見とか。

○神田会員 今の体制のお話なのですけれども、3ページのところで体制の整備ということで具体的な数字のお話がありましたよね。25年度には人員を119名手当てをして、26年度には35名拡充をしたという具体的な数字が出ておりますが、これは合計して154になるわけですけれども、154名の人員を手当てしていると。これは本局及び全国の地方事務所等に配置をしているということでよろしいのでしょうか。

○石谷官房参事官 そうでございます。こちらに書いてある人員は公正取引委員会の全体の数字でございますので、地方事務所にも転嫁対策の人員というのは手当てされております。

○伊藤会長 いいですか。ほかに。

○三村会員 大変詳しい御説明ありがとうございました。それでこのお話、いろいろな形できちんとした調査をしていただき問題点をあぶり出していく、あるいはそれに対して改善を求めていく、これは本当にそうやっていただきたいと思っております。

ただ、これは今後の懸念ということではあるのですけれども、消費税率が5%から8%になったときは、これは私の関係している業界とか企業の方との話なのですが、取引の在り方もある意味で従来の延長線上でまだ考えられる。ところが、今後10%になっていきますと、根本的に取引の在り方とか取引条件とかを考え直していくべきであろうという話も出てきております。そうしますと、例えば、広報物の配布とか、啓発活動とか、いろいろな指導の中でそういった根本的なところ、契約をきちんと遵守させるとか、契約条件を明記させるとか、そういった形で、透明化の方向に公取の御指導をやっていただく必要があるかなと。まだ8%のところでは、先ほどの事例がありましたが、まだ頑張って、自分たちのほうで抱え込んでしまうことがあるのですが、これが10%だったら恐らく無理だという話もございますので、そのあたり御留意いただき対応していただければと思います。

以上です。

○石谷官房参事官 今は正に5%から8%に上がったところで、いかに転嫁拒否行為を取り締まるかでございますが、御指摘のように8%から10%というのも将来的には予定されているところでございますので、それを踏まえて今後、御指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。

○伊藤会長 ほかに、どうぞどなたか御質問等。

○及川会員 全国中小企業団体中央会です。及川です。

今、三村先生がおっしゃいましたけれども、まさしく4月1日、私も中小企業の感じは三村先生がおっしゃったとおりです。やはりもう10%を

見据えて、8%の先に10%はあるように見えますけれども、全くそんなことはなくて、やはり10%の負担を考えたときに、今の対応状況ではなかなか厳しいという声がすごく4月から入ってきています。根本的に競争力強化とか商品力をどうやってつけていくのかとか、付加価値をつけていくのかと、商売の在り方あるいは消費者に対する啓発も、延長線上にあるというより異次元にあるのではないかと思っていますので、私どもはしっかり対応したいと思っております。以上です。

○伊藤会長 どうぞ、ほかに何か御質問。

○児玉会員 もう随分昔になりますけれども、前回の消費税率が引き上げられたとき、16年前になるのですかね、あれと比べて今回の転嫁の状況も含めて違いみたいなものはあるのでしょうか。

○石谷官房参事官 前回の平成9年との比較というのは転嫁対策を考える上で度々取り上げられているところでございます。平成9年ではどういう対策があったのかでございまして、この転嫁カルテル、表示カルテルという制度はございませんでした。

それから、転嫁拒否を取り締まるための特別措置もありませんでした。平成9年にどうしていたのかということでございまして、独占禁止法と下請法で対応していました。では、どのくらい転嫁拒否行為があったのかですが、下請法ですと数件指導したものがございまして、

これはどういう背景があるのかと言いますと、ちょっと長くなるのですが、下請法で処理をする場合に、例えば減額をしたらあなたはなぜその減額をするに至ったのか、犯行の情状ではないですけれども、そうした要因のところは、指導ですとそこまで深く掘り下げずに、とにかく早く減額したものを返すようにという指導を行っております。

ですので、指導全体の中で明らかに消費税に関連するものであることが分かっているものは、数件あったということです。このため、当時どの程度の転嫁拒否の広がりがあったのかということは、エビデンスとしてはなかなか件数等を示せません。こういう話ですので、下請法ではほとんど規制されていなかったという過小評価という話になってしまいます。

ですので、なかなか平成9年と今の状況というのは、イコールには比べ

にくいと思います。

ただ、今回は、平成9年のときを超えるような政府全体での対策が採られています。

○伊藤会長 どなたか、御発言。どうぞ。

○青木会員 大変詳しい説明どうもありがとうございました。

それでちょっと知りたいなと思ったのですが、この別紙1の調査件数と指導件数とがあり、指導件数は製造業等、業種別に分かれています。ですが、調査件数自体はどういう構成でできていたのかと思うのです。というのは、イメージとしては例えば小売業がこういう問題の行動が多いのではないとかイメージがあるのですが、この絶対数を見ただけではわからなくて、調査したうちの何%が問題があったかというのを業種別には計算されたのですか。

○石谷官房参事官 手元にはございませんけれども、おおむね同じような傾向にあると思います。

あとそれから、ここにあります業種の分類でございますが、これは日本標準産業分類の大分類を使ったものでございますので、そうした形で整理をさせていただいているところです。

○青木会員 調査件数も同じように分類できないのですか。

○石谷官房参事官 分類しようと思えばできるものでございます。しかし、疑いがあるって調査に入ったら実際には違反していないことの比率が、この業種は高いとか、この業種は低いとか、そういう因果関係は余りないと思います。というのは、調査に入った件数が調査件数なのですけれども、それは例えば納入業者からの申出であるとか書面調査の結果であるとか、あるいは業界団体からこの業界のこういったところに問題があるとか、そういったことを教えていただいて、それで調査に入るものですから、調査した結果、違反のものもありますし、違反ではなかったというものもありますが、それが業種によって、調査に入ったら特定の業種だけが比率が高いとか、そういうことはないと思います。

○青木会員 そうですか。はい、分かりました。

○伊藤会長 ほかに何か御質問等ありましたら。

○岸井会員 いろいろ取組されているのを高く評価しているのですが、一つだけ、前回もお聞きしたのですが、資料の一番最後の8ページのところの転嫁・表示カルテルですか。私の外から見ての感想なので必ずしも正確ではないかもしれないのですが、先ほど出ました平成9年のときとの比較で言いますと、外から資料とかを見ている限りでは、平成9年は転嫁カルテルについて非常に詳しい説明をいろいろ公取で出しておられて、こういうやり方だったらできるとかできないとか。一方で、今回のいわゆるGメンと言われているような監視がないということで、大ざっぱな比較で必ずしも正確ではないかもしれませんが、どちらかというカルテルが中心で、事前のあるいは直接の規制とかチェックというのは必ずしも整備されてない。

今回は全体として見ると逆になっていて、むしろ直接の監視だとか様々な広報とかで個別に正に規制するという、本来の違法行為とか問題の行為を規制するということになって、どうもそういう印象を受けるのですが、その中で実際いろいろ運用されていて、この転嫁カルテルというのは全体の中でどんな効果を持っているのか。あるいは平成9年のときは転嫁カルテルの対象になった業種でしたか産業全体でしたか、パーセンテージみたいなものも資料として後に出されていたような気もするのですが、転嫁カルテルのウェイトというのは実際どれぐらいなのか、もしその辺の資料がございましたらお教えいただければと思います。

以上です。

○石谷官房参事官 事実関係でございますが、平成9年に、消費税率が3%から5%に引き上げられた際に、転嫁カルテル、表示カルテルといったものについて独占禁止法の適用除外にするという制度はございませんで、それは平成元年のときにございました。

○岸井会員 元年でした、間違いです、どうもすみません。

○石谷官房参事官 効果についてはそれぞれの業界団体によって区々だと思うのですが、例えば転嫁カルテルを行うことについて、立場の強い方からすると転嫁については個別の事業者さんが個別に取引先にお願ひすれば済む話なので、転嫁カルテルをする必要ないのではないかという話もあるのですが、

やはり転嫁カルテルがあった方が例えば取引先に対して転嫁のお願いをしに行きやすいとか、そうした話は出ています。しかし、その政策上のウェイトというのはなかなか数値にしにくいものだと思います。

○岸井会員 全体のウェイトみたいなものは、平成元年でいいのですけれども、平成元年のときと比べたデータみたいなものはあるのでしょうか。転嫁カルテルがどれぐらいの割合、業種で行われているのか、行われていないのかというのは、ウェイトみたいなものですね。

○石谷官房参事官 そのウェイトをどのように出すのかということについては、いろいろなやり方があります。例えば、こちらの資料にあります、トータルで今、288件出ておりますが、その下のところで業種別の内訳も出ております。これは複数の業種にまたがる場合には重複でカウントしますので、上の288件とは数字が必ずしも合計が合いませんが、例えば製造業ですと156とか、卸売業で98とか、そうした形でここで載せているものが、その業種のウェイトということになります。

○伊藤会長 この288件というのは縦長の資料の方。

○石谷官房参事官 そうでございます。A4縦の一番最後の資料でございます。

○伊藤会長 ほかに何か質問とかコメントとかありますか。よろしいですか。

それでは、次の件にいきたいと思います。次はOECDの活動と公正取引委員会につきまして、五十嵐官房国際課企画官から説明をお願いいたします。

○五十嵐官房国際課企画官 今、御紹介いただきました、公正取引委員会で多国間の国際関係を担当しております、官房国際課企画官の五十嵐でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からはお手元の独禁懇197-4という横長のカラーの資料に基づきましてOECDの活動と公正取引委員会について御説明させていただきます。

表紙から1枚めくっていただきまして、資料の2ページ目を御覧ください。OECDは日本など先進34か国が加盟する国際機関でございます、経済、社会の様々な分野において調査、分析や政策提言を行っておりますけれども、競争政策もそうした分野の一つでございます。

また、本年は1964年に我が国がOECDに加盟して50周年という記念

の年に当たりますが、同じ1964年に公正取引委員会もOECDで競争政策を担当する制限的商慣行専門家委員会に参加しておりまして、公正取引委員会にとってもOECDの活動への参加50周年ということになります。これを機会にOECDの活動と公正取引委員会との関わりを振り返ってみたいと存じます。

次の3ページ目を御覧ください。OECDで競争政策を担当する競争委員会について御紹介したいと存じます。OECDは最高機関である理事会の下にテーマごとに各委員会等の下部組織が活動しております。このうち競争法・政策を担当する組織が競争委員会でございます。競争委員会の前身である制限的商慣行専門家委員会は1961年12月、自由競争の促進が世界経済の成長や貿易の拡大に重要な役割を果たしており、この分野の国際協力がますます重要になるという問題意識を背景に、各国の立法や法運用の状況を把握して比較検討することを通じ、共通の課題に対処しようということで設立されました。

その約3年後、1964年10月に公正取引委員会が初めてその会合に参加いたしました。制限的商慣行専門家委員会はその後2度の改組を経まして、2001年12月に現在の競争委員会の形になりまして、加盟国における競争法及び競争政策の進展に関する検討や同分野での加盟国間の協力の促進を目的とした活動を行っております。

本年2月の会合では1961年の設置以来120回目の会合開催を数えるに至っております。

次のページを御覧ください。4ページでございます。現在の競争委員会の姿を御紹介したいと存じます。現在競争委員会には加盟国34か国のほか、パーティシパントと呼ばれるオブザーバーとして、非加盟国・地域15か国が参加しております。また、本会合の下に主に競争と規制の問題を扱う第2作業部会、主に国際協力と執行の問題を扱う第3作業部会の二つの作業部会が設置されております。これらの競争委員会及び作業部会は年に3回会合を開催しておりまして、また、毎年2月には非加盟国や関連団体も招いて競争に関するグローバルフォーラムを開催しております。

資料の右側の方でございますけれども、競争委員会の運営に当たっては

議長及び副議長ほかからなるビューローと呼ばれる幹部会が中心となりまして、議題であるとか議論の方向性等を議論しております。議長はフランスの最高裁に当たるフランス破毀院の元判事であるフレデリック・ジェニー教授が務めており、副議長には公正取引委員会の小田切宏之委員など各国競争当局のトップや委員クラスが就任しております。

次のページを御覧ください。競争委員会の具体的活動について御紹介してまいりたいと存じます。競争委員会の活動は主に理事会勧告、ガイドライン等のルール作り、競争法・政策上重要なテーマを議論するラウンドテーブルの開催及び報告書の作成、加盟国を中心としたメンバー間の相互審査であるピア・レビュー、非加盟国との関係強化の四つに分けられると存じます。それぞれの活動内容と成果、公正取引委員会との関わりについて御紹介してまいりたいと思います。

次のページを御覧ください。6ページでございます。まず、各国間のルール作りに当たる理事会勧告等の作成についてです。理事会勧告というのは望ましい各国共通のルールについて委員会等での議論や承認を経て理事会が採択し、加盟国に対してその採用を慫慂するものでございます。競争委員会ではこの資料に表示しましたような様々な分野での理事会勧告を作成しております。

勧告は加盟国を拘束するものではございませんが、各国の競争法や政策に影響を与えるものでして、我が国にも様々な影響を及ぼしてきたと考えられます。

具体的には次のページ、7ページを御覧ください。例えば1971年に採択された競争政策の分野におけるインフレ対策についての理事会勧告というものがございます。これは当時の世界的なインフレに対処するため、加盟国に競争法の運用強化及び改正の検討を促したのですが、我が国においても価格カルテルの積極的摘発が行われるとともに、課徴金の導入等を内容とする1977年の独禁法の強化改正が行われました。

その下でございますけれども、1979年の競争政策と適用除外又は規制分野に関する理事会勧告は、加盟国に対して規制制度及び競争法の適用除外の再検討を行うことや、規制制度に関して規制当局と競争当局との間で協

議や調整を行う方法を用意することを勧告したものです。これを踏まえまして、公正取引委員会は、政府規制及び独占禁止法適用除外に関する合同検討会議を設置したり、政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度の見直しについて発表しております。さらに、1988年以降、政府規制等と競争政策に関する研究会を開催し、規制と競争政策に関する様々な提言を行っております。

その下、国際的通商に影響を及ぼす反競争的慣行についての加盟国間の協力に関する理事会勧告は、競争法執行に係る加盟国間の通報や協力の枠組みを提示し、情報交換のルールを示すものです。我が国においてもアメリカ、EU、カナダとの間で二国間独占禁止協力協定を締結し、さらに近年ではEPA、FTAの競争章の規定を設けて国際協力を進めているところ です。

その下でございますが、ハードコアカルテルであるとか合併審査に関する理事会勧告もそれぞれの執行分野で望ましい法規制の在り方、執行の在り方について勧告したものでございますが、我が国においてもこれに沿って独占禁止法の見直しや法執行が行われているところです。

さらに2009年に作成された競争評価に関する理事会勧告については、我が国でもOECDの競争評価ツールキットを基に競争評価チェックリストを作成しております。

次のページ、8ページを御覧ください。最近の取組として、入札談合への対処を紹介しております。OECDでも入札談合に対してガイドラインや理事会勧告の作成など積極的取組を行っておりますけれども、公正取引委員会は、入札談合に対する豊富な執行経験を生かしまして、関連する作業において様々な貢献を行っております。また、完成した理事会勧告の内容を発注者向けの研修資料で紹介するなどして活用しているところでございます。

次に資料の9ページを御覧ください。競争委員会の活動の第2といたしまして、競争法・政策におけるその時々的重要トピックを議題としたラウンドテーブル及び専門家からのヒアリングの開催がございます。ここでは最近の主要議題の一部を示しておりますが、OECDのウェブサイトには

競争に係る諸問題についての報告書が多数掲載されております。ラウンドテーブルでは各国に対して当該議題に関する貢献文書の提出が依頼されるとともに、会合では外部専門家も交えた議論を行います。我が国からもこれら様々な議題について、テーマによっては他省庁の協力も得ながら貢献文書を提出し、会合で発言を行ったりプレゼンテーションを行っているところです。

次のページ、10 ページ目を御覧ください。競争委員会の活動の第3は、加盟国による競争法・政策の相互審査を意味しますピア・レビューでございます。1997年にOECDが提出した規制改革に関するレポートを基に、閣僚理事会による指示の下、加盟国に対する一連の規制改革審査が実施されました。さらにその後、2004年以降フォローアップ審査が行われております。その一分野が競争政策でございます。

ピア・レビューでは競争法・政策全般、カルテル、企業結合、市場支配的地位の濫用等の競争法の各分野の法執行の現状、競争当局の組織等々、様々なテーマにつきまして事務局が作成したレポートを基に審査対象国に対して加盟国の中から質問を行い、審査を行います。近年ではピア・レビューは、ブラジル、インドネシア、ルーマニアなど非加盟国を中心に行われております。また、OECDの加盟に当たっても同様の審査が行われておまして、イスラエル、チリといった最近の加盟国の審査レポートが公表されております。チリやインドネシアへの審査では公正取引委員会の委員が質問者の役割を果たすなどして貢献をしているところです。

次のページ、11 ページを御覧ください。OECDのピア・レビューはかつての我が国の競争政策にも影響を及ぼしております。先ほど申し上げました一連の規制改革審査の中で我が国も1999年に審査を受けておまして、公正取引委員会の影響力の向上、適用除外制度の廃止・縮減、民事的救済措置の導入等を含む勧告がなされ、これを踏まえた対応がなされました。

また、2004年に実施されたフォローアップの審査では課徴金による制裁の強化、リニエンシー制度の導入等の勧告がなされましたが、我が国でも課徴金減免制度の導入や課徴金算定率の引上げを行った2005年の独占禁

止法の改正が行われたところです。

次のページ、OECDの活動の第4として、近年、力を入れているのが非加盟国との関係強化でございます。資料の12ページにお示ししておりますが、競争委員会の会合にはいわゆるBRICsを含め非加盟国がオブザーバーとして参加を認められているほか、2001年以降、毎年2月の会合では競争に関するグローバルフォーラムを開催し、途上国の関心の高いテーマを中心に議論を行っております。

また、韓国やハンガリーには競争政策に関する地域センターがございまして、非加盟国向けのワークショップ等を開催しております。公正取引委員会からも講師等を派遣して協力をしているところです。

最後に、競争委員会の最近の戦略的テーマについて御紹介したいと思います。資料の13ページになります。競争委員会では中長期的な観点からの活動に取り組むため、2012年から戦略的テーマを定めて2年から3年かけて議論及び成果物の作成を進めております。その一つが競争政策による介入の評価です。これは我が国で言えば政策評価に関連した作業でございます。各国において競争当局が政府や議会に対する説明責任を求められていること、競争法の執行や政策の変更が市場や経済にどのような影響を与えているかを理解する必要性があることを背景としております。

競争委員会では加盟国に対して競争法執行及び唱導活動の評価についてアンケート調査を実施して結果を公表しているほか、競争当局の説明責任、個別の競争法執行の事後評価、競争法・政策の経済に対する幅広い影響の三つの分野について作業を行っております。今後、評価に関わるガイダンスやマニュアルを作ってプロジェクトを取りまとめる予定です。

もう一つの戦略的テーマが国際協力と競争です。資料の最後、14ページを御覧ください。この作業の背景としては、企業活動のグローバル化に伴い国際カルテルや企業結合などの国境をまたぐ行為が増える一方、競争法執行を行う国や地域も増えておりまして、競争当局間の情報交換の必要が高まるとともに、競争法執行の重複や不整合、複数当局への企業結合の届出などの企業のコンプライアンスコストの増加といった問題への対応が必要になっていることがございます。このような問題意識の下、競争委員会

では過去 20 年にわたる OECD の国際協力に関する活動の総括を行ったほか、カルテル審査に関する国際協力、国境をまたぐ企業結合の問題解消措置などに関するラウンドテーブルを開催いたしました。また、国際競争の現状に関しまして、ICN、国際協力ネットワークとの共同調査を行い、報告書を公表しております。

OECD が政府レベルの集まりであり、政策や分野横断的な取組に強いものに対し、今、申しました ICN は競争当局の集まりでございますが、執行や実務面の取組が中心という違いはあるのですが、両者の活動には重なる部分があるため、シナジーが見込まれ、初めて共同で調査を行ったものでございます。

この調査の結果も踏まえて、現在競争委員会では 1995 年の国際協力に関する理事会勧告の改定が検討されているところでございまして、この分野での活動は今後も継続する見込みです。

以上、御説明しましたように、過去 50 年の OECD との関わりの中で公正取引委員会の活動は様々な影響を受けてまいりましたが、近年では公正取引委員会の側からもその法執行経験等を生かして貢献を行っているところでございます。今後も積極的な貢献への期待に応えられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ、何でも御質問、御意見。

○レイク会員 ありがとうございます。50 年の歴史を短い時間で本当にわかりやすく御説明いただきました。

国際的な競争政策の分野での協力というのは OECD 以外に様々な場で行われて、ここにも書かれている ICN ももちろん含めてなのですが、APEC や、また今話題になっている TPP も競争政策の条文があると一般的に言われていますけれども、国際課としては、OECD や APEC やその他の国際機関、どういうパーセンテージというか、どういう優先順位、どういう戦略で活動をなさっているのか。OECD の御説明だったのでございますけれども、その他の課題、フォーラム、機関との関係でリソースも

限られていますでしょうから、それをコメントいただけますでしょうか。

○諏訪園官房国際課長 国際課長の諏訪園でございます。

今、御指摘になりました、限りある公正取引委員会のリソースの中でどのように対処すべきかという点でございますけれども、これは大変悩ましいところでございます。OECDですとかICN、APEC、これはいわゆる国際的な協調の枠組み作りというところで、私どもも大変重視しているところでございます。他方で、今、御指摘のありました様々な経済連携協定、こちらはむしろその実効ベースと言いますか、いわゆる法規範として各国が法的拘束力を負うものでございますので、こちらもまた非常に重要だということでございますので、私どもとしては両にらみで考えております。OECDですとかICNで決まったこと、例えば理事会勧告とかで決まったことが各連携協定の条文のワーディング作りにも影響するものですから、どちらも両にらみで、OECDで決まったことがどう経済連携協定等に影響するかということも考えながらOECDにも貢献し、それを逆に私どもも生かして経済連携協定の条文作りにも役立てるという形でバランスよく対処していきたいと考えているところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。ほかにどうぞ。

○稲垣会員 歴史ある活動について分かりやすく説明していただきまして、ありがとうございます。

デジタルエコノミーといった分野でプレゼンテーションされて貢献されているということですし、最後のページにつきましては国際的な企業活動に対するいろいろな政策に対しても高い関心を持って取り組まれているということなのですけれども、やはりデジタルエコノミーと言いますか、いわゆるサイバースペースと言いますか、そういった分野は正に国境を越えた活動ということで、OECDがふさわしいのかどうかというのは分かりませんが、これからいろいろな国際的な場所でサイバースペースでの競争政策とか規制というのはどういうふうにあるべきかはいろいろ議論されていく必要があるのではないかなと思います。

それにつきまして、やはり公正取引委員会あるいはその外郭の団体等でいろいろなことを研究されて、そういった研究の成果を海外に出されて、

そこで議論を喚起していろいろな国と議論して、あるべき政策を議論して決めていくということが大事ではないかなと思います。

海外では検索エンジンですか、そういった会社に対していろいろな巨額の訴訟が起きているという例も聞きます。日本では余りそういう話は私自身聞きませんし、ただ、私自身の不勉強もありましてそういった関係の論文というのも出ていますけれども、それほど多くはないのかなという印象も受けていますので、そういった、サイバースペースとかインターネットの分野でのいろいろな研究をこれからされていって、私どももそういったことの勉強もさせていただきたいなと思っております。これは要望ということで発言いたしました。

○伊藤会長 サイバースペースについて何かありますか。

○五十嵐官房国際課企画官 2012年2月のデジタルエコノミーに関するヒアリングというのは主に各国の専門家を集めていろいろな御意見を聞くという会合だったのですが、我が国ではちょうど株式会社DeNAによる独占禁止法事件、すなわちモバゲーとグリーといったソーシャルネットワークサービスを巡る競争に関する事件がございまして、これをサイバースペースと言えるかどうか分からないのですが、そういう事件について、当時の濱田道代委員から御紹介したところ、非常に分かりやすく好評ございました。

○村上会員 一つだけ最新情報を教えてもらいたいということで、12ページにいわゆるアウトリーチ活動の紹介があるので、昔から、中国の競争当局をどう扱うかというのは難しい課題だったと思うのですが、ここでもパーティシパントというので入っている。ただ中国はインバイティーという資格で入っていますけれども、この二つはどういう要件の違いなのかと。それから、現在、中国の競争当局は実際に出席しているということでよろしいかどうか、そこだけ最新情報を教えてください。

○五十嵐官房国際課企画官 こちらにございますパーティシパントというのは、以前はレギュラーオブザーバーと呼ばれておりまして、2年に1回、競争委員会に定期的に参加したい国や地域の希望を募りまして、審査をした上で毎回、年3回の会合に出席することができるということで、加盟国で決定を

して招待しているものでございます。これに対してインバイティーというのは、会合ごとに議長が裁量で招待することができるという形でございます。中国からは今のところ競争委員会にパーティシパントとして参加したいという希望がないものの、重要な位置付けの国ということで、インバイティーとして議長の裁量で招待をしております、テーマによって参加している会合もあるという状況でございます。

○伊藤会長 ほかに何か御質問とか御意見とかありますか。どうぞ。

○高橋会員 御報告ありがとうございました。関連してお伺いしたいことがございます。いただいた資料でラウンドテーブル、専門家ヒアリング等では主要議題にはなっていないのですけれども、再販価格維持に関するところでございます。現在、日本では規制改革会議で流通取引ガイドラインの見直し、ヒアリング等を行っているようでございまして、産業界、具体的には電子情報技術産業協会、日本電機工業会、日本冷凍空調工業会から欧米の動向を踏まえて、EU同様に新商品導入の一定期間について再販価格拘束の規制を緩和するようという意見が出されたところでございます。これにつきまして公正取引委員会では2月10日に第17回の創業・IT等ワーキング・グループで再販価格維持に関しては独禁法上問題であり、原則違法であるという判断を示されたところでございます。

なぜ御質問申し上げるかと言いますと、私が委員を務めております内閣府の消費者委員会に対しまして、先週4月4日付けで、全国消費者団体連絡会から意見書がこの件について届いております。改正要望反対ということなのです。私は2001年から公正取引委員会に設置されました著作物再販協議会の委員も務めさせていただいておりました。協議会は2009年に廃止されましたが、今回、再販というテーマが久々に出てきて寝耳に水という感じがしています。

説明者の方に、主要議題ではなかったかもしれませんが、この再販問題というのが国際的に論じられているようなことが現在あるのかということ。それから、御説明者以外の方でも結構ですので、その後の日本のこの動向について御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○伊藤会長 どうぞ。

○五十嵐官房国際課企画官 こちらにある「最近の議題」というところには上がっておりませんが、再販売価格維持行為につきましては2008年10月の会合でこの問題に対するラウンドテーブルが開かれております。記憶では当時アメリカにおけるリージン事件判決がございまして、再販売価格規制に関する判断が変わったということ踏まえて各国の経験を語り合いましたという会合であったように記憶しております。

○諏訪園官房国際課長 ただ、そのときの結論では、私も詳細には記憶しておりませんが、基本的には各国ともやはり再販売価格維持行為というのは非常に問題である、公正な競争を阻害するというので、そこは各国とも原則としては問題であるという共通の理解だったと記憶しているところでございます。もし更に詳しい話が必要であれば個別に御紹介をさせていただきたいと思っております。

○伊藤会長 もうちょっと一般的な話ですね。より一般的にこの問題について何か、今質問があったのですけれども、どなたに答えていただいたら。

○杉本委員長 再販の問題は先般、経産省の懇談会で報告書が出まして、アメリカのリージン判決の話だとか、ヨーロッパで新製品の販売について特別な取扱いをしているので日本はどうかという議論が出ていることは確かでございます。

私どもとしてはいろいろ誤解もあって議論がされているところもあると思っております。アメリカでは再販というのは当然違法の原則からリージン判決によって合理の原則と言いますか、合理的な理由があれば再販価格を拘束するということもあり得るということになっています。日本の場合もやはり正当な理由なくして価格を拘束することが問題だと言っておりますので、そこはリージン判決後のアメリカの制度と日本の制度の間で差異はないのだと思っております。

ヨーロッパについては、例えば新製品につき一定期間などいろいろな条件がつけば問題にしないということもあるということですが、現実にはアメリカとかヨーロッパでどういう取扱いがされているのか考えてみますと、例えばヨーロッパについては欧州委員会と話をしますと、具体的

に新製品ということで再販価格の拘束はオーケーですよということを認め
たことはないというような回答が返ってくるわけでございます。

では、振り返って我が国でそういうことをどう考えるかということでご
ざいますけれども、再販価格の拘束の禁止というのはあくまでも垂直的な
競争条件の拘束を禁止するというので、競争環境をしっかり保持する
ということでありまして、それは単に生産面だけではなくて消費者の利益を
最終的に確保するという面も十分必要な面だと思っております、それをど
う運用するかということだと思っております。

現実問題として、ではどういう行為が再販に違反するのかどうかという
ところで、いろいろ産業界等の意見を聞いてみますと、今、流通・取引慣
行ガイドラインというガイドラインに記載しているのですけれども、流
通・取引慣行ガイドラインで大体みんなだめだと言われているのでそも
そも手に付かないと、少し再販価格に関係するようなことがあるとだめだ
というふうに言われていまして、そのところをどうするのかというところ
があるのだと思っております。

現実問題として、どういう行為、どういうことが再販価格の拘束の禁止
に該当するのかということは、現実具体的な例でもって相談してきてもら
えばいいんだと私どもは思っております。その関係で言えば、具体的な行
為、具体的な物の売り方でしょうけれども、物の売り方のところが基本的
に再販に該当するのかどうかというようなことを個別に相談していただ
ければいいと思っております、私どもも正当な理由がある場合には再販と
して違反にならないということになっておりますので、具体的な事案を持
って相談に来ていただければよいのではないかと思っております。

それから、価格以外の拘束につきましても大変誤解がありまして、何を
やってもだめだというような誤解があるのですけれども、そうではないと
いうようなことは私どももホームページでQ & Aという形で明確にしてい
るところでございます。

規制改革会議でもこれからいろいろ御議論されていくのでしようから、
どういう御議論になっていくか私どもも私どもの考え方を示しながらや
っていきたいと思っております。再販価格の拘束が正当な理由なく行われる

ものが違法だということは法律にも書かれてあることで、それは国際的な慣行も正にそのとおりでありまして、それを踏まえて現実問題の運用として、実際、競争が促進されるような形、例えばブランド間競争がより促進されるような形での再販価格の拘束と言いますか、価格の指示の仕方ということがあり得るとすれば、そういう具体的な例に沿って考えていくということがこれから必要なのではないかと考えているところでございます。

再販価格の維持については世の中で私どものやり方に対する誤解があると言いますか、ミスアンダースタンディングもあると思っておりますし、諸外国の制度の運用の仕方についてもミスアンダースタンディングがあると思っていますので、そこを踏まえながらどうこれから具体的に運用していくかということについては、具体的に相談を受けてやっていくことが必要なのではないかと考えているところでございます。

○伊藤会長 ほかに。どうぞ。

○三村会員 個別の話なのですけれども、9ページのラウンドテーブルの2014年の議題の一つであるわけですが、「医薬品流通における競争」という議題が出ております。医薬品流通となりますとどうしてもやはり、皆保険制度とか薬価制度とか薬事法とかと、どちらかという政府の法律とか規制との関連性がどうしても出てくるという感じもいたします。これを競争法的にみますと、例えば並行輸入の問題とか、あるいは偽薬の流通の問題という形で引っかけたのかなと思ったりいたしました。ただ、こういう国際的な競争法の前提からしますと、例えばジェネリックの問題とか新薬特許の問題とか、あるいは合併の問題とかの話の方がむしろ重点かなと思ったりもします。なぜこれが医薬品流通だったのか、医薬品産業ではなかったのかということについて教えていただければと思います。

○五十嵐官房国際課企画官 この2014年の医薬品流通における競争のテーマについて議論が行われたのは、先ほど御紹介しました、非加盟国も招待して行われる競争に関するグローバルフォーラムでございまして、ここでは途上国も関心の高いテーマを選んで議論しようということで、途上国ではやはり安全で質の良い医薬品が国民に届くようにというのが高い関心でございまして、そうした趣旨から流通のほうに焦点を置いて議論が行われたとい

うことでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。どうぞ。

○蔭山会員 競争に関して言うと、民間が競争に参入する際の規制が日本はものすごく多いような気がするのですけれども、諸外国からこういう場で、そういう規制が多すぎるのではないかというお話は出てこないのでしょうか。

○五十嵐官房国際課企画官 そういった、我が国の規制に対してどういった問題があるかというのは、先ほど御紹介しましたスライドの11ページにございますピア・レビューで規制改革審査というのがかつてございまして、2004年のフォローアップでは競争的参入に係る不必要な規制の廃止手続の実行等が勧告されております。ただ、その後、日本に対する審査というのは近年、実施されておられませんので、具体的に日本を相手にそういう形での指摘は余り行われていないところでございます。

ただ、先ほどお示したラウンドテーブルでは、様々な産業であるとか業種における規制の問題というのを主にWP2という規制と競争を扱うワーキング・グループにおいて議論しているところでございまして、そうした中で、我が国でどういう規制があるかということや日本も含め各国が紹介しあって、それに競争当局としてどう対処すべきかということや議論しているところでございます。

○伊藤会長 ほかに何か質問とかコメント等ありますか。どうぞ。

○青木会員 大変お勉強になるお話ありがとうございました。

最後の14ページの国際協力のところでお話を伺いたいのですけれども、国際協力について、ますますカルテルとか国際化しているので、競争当局も協力は非常に重要だという話を伺っています。このOECDの場というのはそういう当局の人的な交流にとっても非常に重要だというお話を伺っています。今は小田切先生も出ていらっしゃるわけですが、もっと若手ですね。特に、欧米やなんかでは経済学者が結構、競争当局の中に入っていると。日本の公取も最近は経済学を専攻をしている人が増えていると思うのですけれども。今の再販もルール・オブ・リーズンとか経済学が非常に重要になっているので、そういう若手の公取の職員の国際ネットワークみたいなものを作るのに、このOECDというのは活用できる場所な

のですか。

○五十嵐官房国際課企画官 正にOECDの場には日本からの代表として数名の職員が定期的に出席しております、その中には若手の職員も含めて参加しているところがございます。

それから、ここでも御紹介しておりますけれども、OECD以外にもう一つ、ICN、国際競争ネットワークというのがございまして、こちらは政府レベルというよりは競争当局が参加する世界最大の組織でございまして、そこではカルテルであるとか企業結合であるとか単独行為といったテーマごとに分かれて、普段は電話会議、電話セミナーを通じて交流しますけれども、それ以外に、年次総会であるとか、それからワークショップというのを開催しております、そのワークショップでは正に若手の実務担当者も含めて参加して、お互いの経験を共有したりする中で交流を深めてネットワーク作りに役立っていると考えております。

○伊藤会長 ほかに何か御質問とかコメントとか。どうぞ。

○高橋会員 個別の質問で恐縮ですが、9ページのラウンドテーブルの2014年の議題のところにある「金融消費者保護における競争の役割」ですが、これをもう少し具体的に御説明をしていただけるとありがたいです。

○五十嵐官房国際課企画官 これは競争委員会とそれから金融を担当する委員会とが協力をいたしまして実施したラウンドテーブルでございまして、金融の部門において消費者を保護するために競争及び競争当局がどういう役割を果たすかということで、例えばスイッチングでございますね、リテール分野において消費者がスイッチングが容易な仕組みになっているとか、あるいは貸出分野で金融機関による濫用行為がないとか、そういった様々な関連するトピックについて議論しております、我が国でも例えば実態調査の結果等を御紹介したところがございます。

○泉水会員 初めて参加させていただいたのですけれども、御説明ありがとうございました。

先ほどの執行協力、国際協力との関係で、ちょっと話がずれますが、常々思っているのは、国際的な事件、それは企業結合事件もそうですし、あるいは私的独占事件とか不公正な取引方法の事件もそうなのですが、国際的

事件が随分、日本では少ないなという印象を持っています。カルテルは、マリンホース事件とかブラウン管事件、2件ぐらいですね、最近は。それから、私的独占とか不公正な取引方法の事件ではインテルとかマイクロソフトという世界に先駆けた事件もあったわけですが、あとはクアルコム事件ぐらいですよ。というので、随分とそういう摘発された外国企業の事件が少ないように思っております。

日本に影響がないのであればいいのですけれども、例えばグーグルとか、それ以外にも、いろいろな日本でもかなり活発な売上額も多いような企業の企業結合事件とか、あるいは外国、ヨーロッパ、アメリカのみならず韓国とか中国でも摘発され法的措置が採られているような企業結合あるいは私的独占、支配的地位の濫用事件とかが、日本では全然摘発されないというのはなぜなんだろうなと思っております。これは、執行協力とは多分、直接的には関係ないと思います。しかし、もし日本の公正取引委員会の執行力がその面で何か弱い面があるのなら、これは何かというのは私もよく分かっておりませんが、もし、執行力の弱い面があるのであれば何とかしていただきたいと思っております。

○諏訪園官房国際課長 御指摘ありました国際的な事件の話でございますが、事実関係としては、公正取引委員会の対外的なアピールが良くない点もあるのかもしれませんが、御案内のように、当委員会も措置を採った自動車部品のカルテル事件は国際的に広がりがあるもので、これは日本も含め、米国、EU等で摘発しております。それから、ベアリングの事件、これも国際的な事件として各国協力して調査しています。さらには、先月発表しましたいわゆる外航船の運賃のカルテルについても、米国、日本、EUと共同してカルテル事件を摘発しております、ここ最近でも毎年1件は国際的な広がりのあるカルテル事件を摘発しているところでございます。そういう意味では、もう少しこのあたりもアピールしていく必要があるかと考えております。

それから、もう一点。企業結合については、先日もいわゆる科学的な実験を行う場合の、例えば細胞の培養ですとか、こういった関係のサービスを提供する大手外国企業同士の企業結合がございまして、これは米国、欧

州等関係する各当局との間でお互い審査過程で情報交換面で協力を進め、一部の当局では一定の措置が採られたという事例がございます。

これに限らず様々な企業結合の事件でも担当課が各機関とお互いに情報交換をしながら問題の解明ないしは解消措置の連携といったようなところで協力を進めておりまして、そういったところも事件によっては公表していますが、今後とも、公正取引委員会の国際的な協力ないしは広がりのある事件に対する対応についての一層の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○泉水会員 ありがとうございます。ただ一点申し上げますと、今、言われた多くは日本企業が関わっている事件でありまして、企業結合ではもちろん純粋な外国企業同士の企業結合の事件が何件かあるわけですが、日本企業が関わっていない外国企業だけの事件とか、カルテル事件でも外国企業に対して法的措置が採られた事例というのはそんなにはないわけですね。つまり外国企業というのは日本の公正取引委員会の調査に対して余り協力的ではないようだし、協力する必要もないと考えているような印象を受けますので、その点ではちょっと執行力が弱いのかなという印象を持っています。ただ、今おっしゃったとおり、確かに数えてみればそれなりにはあるのだということが分かりました。ありがとうございました。

○伊藤会長 ほかに何か質問とかコメントとかございますか。

よろしいですか。

それでは、もうこれ以上発言もないようでございますので、本日の討議はこのあたりで終了させていただきたいと思えます。

最後に、杉本委員長から御発言をいただきたいと考えます。

○杉本委員長 今日はどうもお忙しいところを御参集いただきまして、さらに貴重な意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

私どもが競争法・競争政策を執行していくに際して皆様方の御指導を得ながら、御意見を踏まえながら、いろいろ対応していく必要があると考えておりますので、大変参考になったところでございます。

今日、御意見が出ましたように、特に私ども、一番最初に御説明しましたように、独占禁止法の改正法案が昨年末に成立いたしましたから、今般、

内閣府で、独占禁止法の行政手続の執行に関しまして、事件関係者の防御権との関係で懇談会を作りまして検討いただいているところでございます。

私どもの立場としましては、しっかり防御権の立場からも検討していただくと同時に、独占禁止法の執行力を確保するというのが私どものミッション、任務でございますので、そういった形で執行力が台無しになってしまっただけでは全く意味がないと思います。そういった意味で、私どもの実態解明力、すなわち真実発見機能、そういうものとのバランスを取りながら考えていただく必要があるのではないかと考えているところでございます。

そうした中で、村上先生等から御議論がありましたように、これからますます複雑化していく企業の経済活動、先ほどお話が出ましたように、エコノミーのデジタル化等、いろいろあります。デジタル化しますとプラットフォーム化がみられまして、事実上、デファクト・スタンダードを取ったところが独占と言いますか、ウィナー・テイク・オールという状態になりやすい。その中で競争政策をどう適用していくかということが重要な課題になっていくわけでございます。そういったところで競争政策を執行していくためには、やはり相手方の協力と言いますか、企業の協力を得ながら実態を解明して行って、独占禁止法違反的な措置、競争を制限するような措置を排除していき、それを防止していくということが私どもの使命であると思いますので、そうした観点から、御議論がありましたような裁量的課徴金の導入だとか、それからEUでございますようなコミットメント、セトルメント、ある意味では和解的な制度を持ち込むということもこれからも検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

しかし、これは制度改正を伴う重要な事項でございますので、これから十分検討していく必要がある、一つの重要な検討課題だと思っているところでございます。

それから、当面の話といたしましては、消費税がこの4月から8%になりましたので、その関係で転嫁対策ということで人員も非常勤のGメンと言われている人たちを増やしております。実際、これを具体的にどう運用していくかということでございますけれども、転嫁拒否行為をしっかりと

監視していきたい。監視していった上で対応していきたいと考えているところでございます。

最後にOECDの話もありましたけれども、競争政策の適用も非常に国際化しておりますので、国際的な場面でどう適用していくかということも重要な課題になっておりますので、そういったことを踏まえ、競争政策の執行を進めていきたいと思っておりますので、また御支援、御指導等を是非お願いできればと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。

なお、次回会合の議題等につきましては追って事務局から御連絡を差し上げることにしたいと思います。

どうもありがとうございました。